

議員提出議案第24号

歌劇のまち宝塚条例の制定について

歌劇のまち宝塚条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年(2014年)12月18日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員 山本敬子

同 たぶち 静子

同 中野 正

同 寺本 早苗

同 伊藤 順一

同 大川 裕之

宝塚市条例第 号

歌劇のまち宝塚条例

宝塚歌劇は、大正3年(1914年)の初公演以来、優れた舞台芸術の創造、発信を続け、平成26年(2014年)に100周年を迎えた。

この間、宝塚歌劇の公演が、国内外で展開されることで、宝塚市の知名度が高まるとともに、芸術文化の薫り高い住宅都市のイメージが形成された。

今後も、世代を問わず多くの市民が、宝塚歌劇により親しみを感じられるような環境を育んでいくことが大切である。

宝塚市は、これからのまちづくりにおいて、100年にわたる宝塚歌劇の歴史を尊重しながら、「歌劇のまち宝塚」ならではの新たな魅力を創出していくことが求められる。

これからも多くの人が住みたい、訪れたいと思えるまちであり続けられるよう、ここに「歌劇のまち宝塚条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び市内の事業者が一体となって、「歌劇のまち宝塚」ならではのまちづくりを進めることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、「歌劇のまち宝塚」の文化と歴史に誇りを持って、魅力あるまちづくりに努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年(2014年)12月18日

宝塚市議会議長

北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員	山本敬子
同	たぶち静子
同	中野正
同	寺本早苗
同	伊藤順一
同	大川裕之

歌劇のまち宝塚条例の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

(提出の理由)

市、市民及び市内の事業者が一体となって、「歌劇のまち宝塚」ならでのまちづくりを進めるため、本条例を制定する。